

## CI-NET による電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書

株式会社藤木工務店（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における注文書および請書の取引に関し、第 4 条（1）に規定する CI-NET 標準ビジネスプロトコルに基づく第 4 条（2）に規定の電子データの交換（以下「CI-NET による EDI」という。）を建設業標準の電子商取引である CI-NET を利用して行うにあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第 1 条（目的）

本協定は、甲乙が CI-NET による EDI を利用することにより、甲乙間の取引を円滑かつ合理的に推進するために締結するものとし、両者は誠意をもってこれを履行する。

### 第 2 条（基本契約書との関係）

甲乙間で基本契約書を締結している場合、基本契約書に定めた事項と本協定に定めた事項との間に相違がある場合には、本協定の定めが優先的効力を有するものとする。

### 第 3 条（適用範囲）

- 1.本協定は、CI-NET による EDI を利用して行う個別契約の申込およびその承諾、または個別契約内容の変更、解除もしくは打切の申込および当該申込に対する承諾、その他見積依頼および回答、出来高報告および確認、請求等の付帯業務について適用する。
- 2.CI-NET による EDI を利用して行う業務の内容は、第 5 条に規定する運用仕様書に定める。

### 第 4 条（用語の定義）

本協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) CI-NET 標準ビジネスプロトコル

取引関係情報を相手方に提供する場合に使われるビジネスプロトコルであり（一財）建設業振興基金 建設産業情報化推進センター発行の「CI-NET 標準ビジネスプロトコル」で規定するものをいう。

#### (2) CI-NET による EDI

甲および乙が相手方に提供する取引関係情報を CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で電子的な取引データを送信し、相手方が当該取引関係情報を受信し、利用するシステムをいう。

#### (3) 取引関係情報

甲乙間の継続的取引において、個別契約の申込およびその承諾、または個別契約内容の変更、解除もしくは打切の申込および当該申込に対する承諾、その他見積依頼および回答、出来高報告および確認、請求等相手方に対する意思表示または通知のうち、CI-NET による EDI により甲乙間で相互に提供される諸情報を総称する。このうち本協定が対象とする取引関係情報は、第 5 条に規定する運用仕様書に定める。

#### (4) 個別契約

甲から乙に対する注文の申込の意思表示（確定注文メッセージ）と、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（注文請けメッセージ）によって成立する取引契約をいう。

#### (5) ASP サービス等の CI-NET システム

CI-NET による EDI の利用に際し、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報等を送

信する CI-NET システムをいう。

以下、甲が乙に対して提供する取引関係情報等を送信するメールアドレスまたは ASP サービス等の CI-NET システムを「乙の ASP サービス等の CI-NET システム」といい、乙が甲に対して提供する取引情報等を送信する ASP サービス等の CI-NET システムを「甲の ASP サービス等の CI-NET システム」という。なお、甲または乙は、それぞれ甲の ASP サービス等の CI-NET システムまたは乙の ASP サービス等の CI-NET システムとして、インターネット・サービス・プロバイダ等の第三者が提供するものを利用することができる。

#### (6) 取引用設備

甲および乙が、CI-NET による EDI を利用するために、自らが準備・使用する電子計算機、端末機器および周辺機器など（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう（以下「装置」という。）。

#### (7) 取引用電気通信回線

甲および乙が、CI-NET による EDI を利用するために準備する甲の装置と乙の装置が利用する電気通信回線である（以下「通信回線」という。）。

### 第 5 条（運用仕様書）

- 1.本協定に基づく CI-NET による EDI について、その実施に必要なシステム、運用手順、データ書式、運用時間その他の細目は、甲乙間で別に定める「CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関する運用仕様書（以下「運用仕様書」という。）」に定める。
- 2.甲および乙は、運用仕様書が本協定と一体をなし、本協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
- 3.システムの変更その他の事由により運用仕様書を変更する必要がある場合には、必要に応じ、甲乙間で協議を行い変更する。

### 第 6 条（CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CII シンタックスルールの遵守）

甲乙は、CI-NET による EDI を利用するにあたり CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CII シンタックスルールの遵守する。

### 第 7 条（実施手順）

甲乙は、以下の各号に定める要領および運用仕様書に定める要領にしたがい、相互に取引関係情報を提供、利用する。

- (1) 甲乙は CI-NET による EDI の利用に際し、ASP サービス等の CI-NET システムを定め、相手方に通知する。
- (2) 甲が乙に取引関係情報を提供しようとするときは、甲は当該取引関係情報を作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用仕様書に定めるセキュリティ措置を施し、乙の ASP サービス等の CI-NET システムに送信する。
- (3) 乙は、前号により乙の ASP サービス等の CI-NET システムに送信された取引関係情報を乙の装置内に受信し、利用する。乙は、受信後遅滞なく、受信した取引関係情報に対する受信確認メッセージを作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用仕様書に定めるセキュリティ措置を施し、甲の ASP サービス等の CI-NET システムに送信する。
- (4) 乙が甲に取引関係情報を提供しようとするときは、乙は当該取引関係情報を作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用仕様書に定めるセキュリティ措置を施し、甲の ASP サービス等の CI-NET システムに送信する。
- (5) 甲は、前号により甲の ASP サービス等の CI-NET システムに送信された取引関係情報を甲の装置内に受信し、利用する。甲は、受信後遅滞なく、受信した取引関係情報に対す

る受信確認メッセージを作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用仕様書に定めるセキュリティ措置を施し、乙の ASP サービス等の CI-NET システムに送信する。

(6) 甲および乙は、相手方に提供する取引関係情報等を CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態に変換する業務、運用仕様書に定めるセキュリティ措置を施した状態に変換する業務および運用仕様書に定めるセキュリティ措置を施した状態の取引関係情報等を自己の要求する形式に変換する業務を相手方または第三者に委託することができる。

#### 第 8 条（意思表示等の時期）

CI-NET による EDI による甲乙間の意思表示あるいは通知は、甲および乙が提供すべき取引関係情報を相手方の ASP サービス等の CI-NET システムに記録させた時に、相手方に到達したもとする。

#### 第 9 条（取引関係情報の効力）

1. CI-NET による EDI により伝送された取引関係情報は、正当な権限を有する者が適切な手段、手続きに則って行い、発信したもとする。
2. 取引関係情報が、CI-NET による EDI により提供される場合の他、書面によっても提供される場合には、送信者は当該情報の相互間に相違・矛盾を生じさせないようにする。なお、相違・矛盾が生じた場合は、原則として CI-NET による EDI により提供される取引関係情報が優先する。ただし、甲または乙が別段の通知をしたときはこの限りではない。

#### 第 10 条（取引関係情報の変更）

1. CI-NET による EDI による取引関係情報の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上変更する。この場合、取引関係情報の内容を変更する者は、新たな取引関係情報を CI-NET による EDI により相手方に通知する。
2. 甲乙間の合意により CI-NET による EDI による個別契約の内容を変更する必要がある場合は、甲は鑑項目合意変更申込メッセージによって当該個別契約内容の変更を乙に申し込み、乙は遅滞なく鑑項目合意変更承諾メッセージにより当該申込に対する承諾を行う。
3. 甲乙間の合意により CI-NET による EDI による個別契約を解除する必要がある場合は、甲は合意解除申込メッセージによって当該個別契約の解除を乙に申し込み、乙は遅滞なく合意解除承諾メッセージにより当該申込に対する承諾を行う。
4. 甲乙間の合意により CI-NET による EDI による個別契約を打ち切る必要がある場合は、甲は合意打切申込メッセージによって当該個別契約の打切を乙に申し込み、乙は遅滞なく合意打切承諾メッセージにより当該申込に対する承諾を行う。

#### 第 11 条（個別契約の成立）

1. 本協定に係わる個別契約は、甲の乙に対する個別契約申込の意思表示（確定注文メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（注文請メッセージ）が甲に到達した時に成立する。ここで、乙の承諾の意思表示が甲に到達した時とは、乙の承諾の意思表示が甲の ASP サービス等の CI-NET システムに着信した時をいう。
2. 本協定に係わる個別契約の内容の変更は、甲の乙に対する個別契約変更申込の意思表示（鑑項目合意変更申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（鑑項目合意変更承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。
3. 本協定に係わる個別契約の解除は、甲の乙に対する個別契約解除申込の意思表示（合意解除申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（合意解除承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。

4.本協定に係わる個別契約の打切は、甲の乙に対する個別契約打切申込の意思表示（合意打切申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（合意打切承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。

#### 第 12 条（CI-NET による EDI 障害時の措置）

- 1.装置、通信回線の故障またはその他の理由により、CI-NET による EDI に障害が発生したときは、相手方に直ちにその旨通知し、速やかに対応を図る。
- 2.前項の障害が発生したときのデータ授受方法は、原則として障害回復後のデータ伝送により行う。ただし障害が復旧するまでの間、甲および乙は、協議のうえ必要に応じ、別途の方法により対応する。
- 3.障害が復旧するまでの間に書面の交付あるいはそれに代わる方法によってなされた意思表示あるいは通知の効力については、甲乙協議のうえ決定する。
- 4.第 1 項の障害などに基づく損害については、甲乙のうち当該障害の発生について責任を有する側が負担し、その負担額および負担方法は甲乙協議のうえ決定する。

#### 第 13 条（取引関係情報の未着、読み出し不能時の措置）

- 1.甲および乙は、相手方が発信した取引関係情報が着信しない場合、あるいは伝達された取引関係情報の読み出しができない場合、この事情を知った後直ちにその旨を相手方に通知する。この通知がある場合、発信者は当該の取引関係情報を再送信する。
- 2.前項により発信者が再送を行った場合、甲および乙は、先の取引関係情報を発信者が撤回したものとする。

#### 第 14 条（費用負担）

CI-NET による EDI に係わる費用の負担は、以下の各号の定めによる。

- (1) 甲が乙に取引関係情報等を送信する費用は甲の負担とし、乙が甲に取引関係情報等を送信する費用は乙の負担とする。
- (2) 乙が甲に送信した取引関係情報等を受信するために甲が甲の ASP サービス等の CI-NET システムを利用する費用は甲の負担とし、甲が乙に送信した取引関係情報等を受信するために乙が乙の ASP サービス等の CI-NET システムを利用する費用は乙の負担とする。

#### 第 15 条（装置および通信回線の整備）

甲および乙は、CI-NET による EDI を利用するために必要な装置および通信回線の整備、保守および管理を、善良なる管理者の注意をもって行う。

#### 第 16 条（取引関係情報の保存）

- 1.甲および乙は、CI-NET による EDI により相手方から提供された取引関係情報および相手方に提供した取引関係情報の内容を電子ファイル、書面等の記録媒体で必要とされる期間保存するものとし、相手方の請求がある場合はこれを相手方に交付しなければならない。ただし、印刷、複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。
- 2.相手方の請求がある場合はこれを相手方に交付しなければならない。ただし、印刷、複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。
- 3.甲および乙は、前項の取引関係情報の内容を改竄してはならない。
- 4.甲および乙は、取引関係情報等の適切な保存に際して発生しうるリスクに対し、防御措置を採るものとする。

5.甲および乙は、電子署名が施された取引関係情報を長期保存する場合、その取引関係情報に付いている電子署名が正しいものかを検証する時刻について、「時刻」そのものの誤差を生じたり、甲乙互いのシステムの時刻の誤差が、業務的に双方に支障を来たさないよう、定期的に確認するなどの運用管理を行う。

#### 第 17 条（秘密保持）

甲および乙は、本協定期間中はもとより、本協定完了後においても CI-NET による EDI の実施により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたもの。
- (2) 相手方から開示を受けた際、既に公知公用であったもの。
- (3) 相手方から開示を受けた後に、甲乙それぞれの責によらないで公知または公用となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの。

#### 第 18 条（予告による本協定の打切）

甲および乙は、互いに 3 カ月の文書による予告期間をもって、本協定を打切ることができる。

#### 第 19 条（その他の事由による本協定の打切並びに個別契約の解除又は打切）

1.甲および乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告なくして直ちに一方的に本協定の打切並びに個別契約の解除又は打切を行なうことができる。

- (1) 本協定および個別契約に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 重大な損害または危害をおよぼしたとき。
- (4) 監督官庁より営業の取消し、停止などの処分を受けたとき。
- (5) 仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売などの申し立て、または破産、民事再生手続、会社更生、会社整理の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき、あるいは支払停止、支払不能の事由が生じたとき。
- (6) 解散、分割、あるいは他の会社と合併したとき。
- (7) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (8) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき。

2. 前項の本協定の打切並びに個別契約の解除又は打切は、甲又は乙が蒙った損害について相手方に損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、前項第 8 号の場合はこの限りではない。

#### 第 20 条（協議事項）

本協定および個別契約に定めのない事項については、甲乙間で基本契約書を締結している場合、取り交わし済みの取引上の基本契約書による。また、いずれの契約にも定めのない事項および疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ解決する。

#### 第 21 条（管轄裁判所）

本協定および個別契約に関する紛糾の管轄裁判所は、甲の本支店所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

## 第 22 条（有効期間）

本協定の有効期間は、締結日より 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 カ月前までに、甲または乙から書面による打切の申し出のないときは、本協定と同一条件で更に 1 カ年間更新するものとし、以降も同様とする。

ただし、個別契約の期間が本協定の終了後にわたるときは、当該個別契約の終了までの間、本協定は、効力を有するものとする。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲：株式会社藤木工務店  
大阪市中央区備後町 1-7-10  
代表取締役社長 藤木 玄三 印

乙： 印